

仕 様 書

業務名：東西線広告物掲出・業務用ステッカー補修業務

契約の履行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。ただし、委託業務が支障なく継続できるよう、契約期間開始前においては現行の受託業者と、契約期間満了前においては令和9年4月1日以降の受託業者と、十分に調整のうえ引き継ぎを行うものとする。また、本業務の円滑な履行にあたり、業務着手前に車両基地担当者と事前に必要となる諸手続きや車両清掃等の他業務との調整に係る打ち合わせを行うこと。

作業対象車両数：168両（車両更新等により増減する可能性がある）

※1編成あたり7両

1 広告物掲出撤去業務

(1) 摘要

本項目は、地下鉄東西線の車内におけるすべての広告物（業務用のものを含む。以下同じ。）の掲出、撤去、清掃、差替え、補充、補修及びそれに係る器具の点検作業（以下「作業」という。）を行うために、必要な事項を定めたものである。

(2) 作業の範囲

地下鉄東西線車内の広告物の掲出、撤去、清掃、差替え、補充、補修及び器具の点検作業等を行う。

ア 対象となる広告物（広告名）の種類とその広告面の大きさ及び1両あたりの枠数

(ア) 中づり広告

(シングルH364mm×W515mm、ワイドH364mm×W1,030mm)

一般広告枠 24枠

業務用枠（連結部） 4枠

(イ) まど上広告

(シングルH364mm×W515mm、ワイドH364mm×W1,030mm)

先頭後尾車両 38枠

中間車両 44枠

(ウ) ドア横額面広告（H364mm×W515mm）

先頭後尾車両 5枠

中間車両 6枠

(エ) 帯広告及びいのちの電話タイアップ帯広告（H80mm×W700mm）

一般広告枠 4枠

業務用枠 3枠

(オ) まど上MINI広告（H364mm×W260mm）

先頭後尾車両 2枠

中間車両 4枠

(カ) ドア横ステッカー（H165mm×W200mm）

先頭後尾車両 4枠

中間車両 6枠

(キ) 窓ステッカー

(ピンクリボンタイアップステッカー、業務タイアップステッカーを含む。以下同じ。)

(H210mm×W230mm、H165mm×W200mmまたはH180mm×W220mm)

8枠

(ク) ドア中央ステッカー（ドア注意ステッカーを含む。以下同じ。)

(H180mm×W360mm)

6枠（1枠につき2枚掲出）

- (ケ) 始発発タイヤアップステッカー
(H150mm×W230mm、業務面H150mm×W580mm)
4 枠
- (コ) ドア上ステッカー (H130mm×W700mm)
6 枠
- (ク) ツインステッカー (H90mm×W350mm)
6 枠 (1 枠につき 2 枚掲出)
- (ク) 運転台背面・連結部ステッカー (H165mm×W200mm)
4 枠

イ 点検作業等対象の種類

- (ア) 中づりホルダー
 - (イ) まど上レール (まど上広告バンドを含む。)
 - (ウ) ドア横額面レール (ホルダー)
- ※ 上記ア及びイについては、媒体等の改廃により対象が変更となる場合がある。

(3) 作業の指示

委託者または委託者の定める事業者 (以下「委託者等」という。) から、作業指示書で行うものとする。ただし、急を要する作業の場合は作業指示書によらず口頭により指示する場合もある。

(4) 作業実施場所等

ア 札幌市交通局東車両基地 (札幌市厚別区大谷地東 6 丁目 1 - 1)

- (ア) 位置図
別紙 1 のとおり。
- (イ) 作業場所
別紙 2 のとおり。なお、作業の従事にあたっては、車両基地入場カードの貸与を受ける必要があるため、本業務着手前に車両基地担当者との打合せにおいて予め確認を行うこと。また、借用者に変更が生じた場合は、速やかに車両基地担当者に報告すること。
- (ウ) 資材置き場及び詰所
別紙 2 のとおり。なお、資材置き場及び詰所については、車両基地の調整により、変更となる場合があることから、本業務着手前に車両基地担当者との打合せにおいて予め確認を行うこと。

イ 札幌市営地下鉄東西線新さっぽろ駅

作業場所は別紙 3 のとおり。

ウ その他委託者の指定する場所

(5) 作業時間及び作業内容

ア 作業時間

8 時 30 分～17 時 30 分

詳細な作業工程については別紙 4 (作業工程表) を参照のこと。

イ 作業内容

- (ア) 作業確認連絡 (指示済み当日作業内容の変更の有無、ポスター等の納品状況等を委託者等へ確認)
- (イ) ポスター等の管理及び搬送
- (ウ) 東車両基地留置車両での作業
- (エ) 東西線引き込み線での作業 (新さっぽろ駅)

(6) 作業の方法

ア 掲出及び撤去作業

- (ア) 地下鉄車内広告媒体名称については別図を参照し、掲出位置については、その

都度委託者等の指示を受けること。また、その他の広告物の掲出及び撤去等については、その都度委託者等の指示を受けること。なお、作業にあたっては、委託者等から指示された位置を誤って掲出した場合や掲出漏れなどがあった場合、広告主側からの損害賠償の請求要因ともなりうることから、その作業の正確性には特に万全を期すること。

- (イ) 作業は、委託者の指定場所において作業指示書に基づき行い、使用済みポスター等は、広告主側において著作権や肖像権等が設定されていることに留意し、受託者の負担において第三者に流出することのないよう厳正な管理の下に受託者の責任において廃棄物に係る関係法令等を遵守し、処分すること。ただし、委託者等から指示があった場合は、その指示に従うこと。
 - (ウ) 中づり広告、まど上広告、ドア横額面広告、まど上MINI広告の掲出及び撤去作業は、原則として、東車両基地及び新さっぽろ駅で行うこと。
 - (エ) 新さっぽろ駅での作業は列車ダイヤの折り返し時間を利用した作業となり、1列車（編成）あたりの作業時間が平均4～5分と時間的制約を伴うので留意すること。このため受託者は適切な作業人員の確保をするとともに、作業員の作業速度およびその正確性を確保すべく、作業員に対し適切な指導及び管理監督を行なうこと。
 - (オ) ドア横ステッカー、窓ステッカー、ドア中央ステッカー、始終発タイアップステッカー、ツインステッカー、ドア上ステッカー、運転台背面・連結部ステッカー、帯広告及びいのちの電話タイアップ帯広告（以下「各種ステッカー」という。）の掲出及び撤去作業は、原則として、東車両基地で行うこと。
 - (カ) 駅構内での作業中は、委託者から貸与された駅構内作業員腕章を着用の上、写真付き身分証明書を携帯させ、原則として、作業従事者共通デザインの制服もしくは作業服を着用すること。
 - (キ) 駅構内入出場時は必ず駅事務室へ立ち寄り、作業の開始及び終了について駅係員に報告を行うこと。
 - (ク) 作業員については、業務従事者名簿（別添1）を作成の上、業務着手前に委託者に対し2部提出することとし、名簿に掲載のない作業員の作業従事は認めない。また、作業員の名簿記載者に変更が生じた場合は、速やかに新たな業務従事者名簿を提出すること。
 - (ケ) 作業指示書や通常の作業時間帯によらず、緊急の夜間及び深夜の作業を行う必要性が生じた場合は、委託者等の指示に従うものとする。
 - (コ) 作業は、別紙4により行うこと。掲出及び撤去作業のために列車運用を変更することはないことから、作業員は工程表について事前に綿密な確認を行うこと。
 - (サ) 各種ステッカーの掲出及び撤去作業は、車両運用の都合上、作業開始日から7日以内に完了させること。
- イ 保守管理作業
- (7) 広告枠の留め器具が適正な状態であるかの点検作業を、掲出及び撤去作業を含め随時行うこと。
 - (イ) 簡易な修繕で対応可能な不良箇所を発見した場合は、委託者等の指示を待つことなく速やかに対処し、対処内容を委託者等へ報告すること。また、判断に迷う不良箇所を発見した場合は、速やかに委託者等へ報告し指示を仰ぐこと。
 - (ウ) まど上広告バンドが適正な状態であるか随時確認するとともに、折損等が発見した場合は、委託者等の指示を待つことなく速やかに交換すること。まど上広告バンドについては委託者から受託者へ支給することから、委託者等からの問い合わせに答えられるよう、まど上広告バンドの消耗頻度や在庫数について常時把握すること。なお、在庫僅少の場合は、掲出作業が問題なく遂行できるよう期間に余裕を持ち委託者等へ報告をすること。
 - (エ) 指令所職員、東車両基地職員や乗務員より各種広告物に関する修繕等の依頼が

あった場合は、速やかに対応し、委託者等へ報告すること。

- (f) 車内ポスターや各種ステッカーの破損が著しい場合は、委託者等の指示を待つことなく速やかに撤去を実施し、予備分を代替として掲出することとし、委託者等へ報告すること。また、車内ポスター及び各種ステッカーの予備分の残数が少なくなった場合は、速やかに委託者等へ報告し指示を仰ぐこと。
- (g) 広告物が常に適正な状態であるかの、点検作業を随時行うこと。なお、委託者等から指示がある場合は、全車両の広告が適正な状態であるか点検を行い、速やかに報告すること。

ウ 納品及び作業指示

- (f) 掲出する車内ポスター及び各種ステッカーは、原則として、すべて委託者等に納品されることから、掲出開始日の前営業日までに、その全てを受け取ること。このとき、割り当てされた必要枚数を必ず計数してから受け取ること。
- (g) 受け取った車内ポスター及び各種ステッカーは、第三者に流出することのないよう厳重に管理することとし、委託者等が別途指示した広告物については、作業場所に委託者が設置している鍵付の保管庫に常時施錠の上保管すること。また、委託者等から回収等の指示があった場合は、速やかに委託者等へ提出すること。
- (h) 作業指示は委託者等が、原則として文書によって行う。ただし、広告の申し込み状況により口頭にて行う場合はその指示に従うこと。
- (i) 土曜日、日曜日及び祝休日に掲出及び撤去作業がある場合は、前営業日に委託者等が作業指示を行う。このとき、掲出及び撤去作業指示書の日付に十分注意すること。

エ その他

- (f) その他詳細については、委託者等の指示によるものとする。また、不測の事由により作業の追加が生じる場合もあるので、その場合は委託者等の指示に従うこと。
- (g) 一部の広告物については、掲出位置の偏りを少なくするため車両ごとに掲出箇所が異なるよう指示する場合もあることから、十分に注意を払うこと。
- (h) 東車両基地内の備品には、精密機械等が含まれていることから、触れてはならない。
- (i) 車両基地内で定例的に開催される安全連絡会議について、車両基地担当者の求めに応じ、当該受託業務の支障とならないよう調整を図り、参加をすること。

(7) 作業の報告

各月毎の業務完了後、次の報告書を委託者に提出すること。

- ア 地下鉄車内広告物掲出作業実施報告書（別添2）
- イ 地下鉄車内広告物掲出作業完了確認書（別添3）
- ウ 地下鉄車内中づくりポスター掲出配置表（別添4）
- エ 業務完了届（別添5）

(8) 費用負担

- ア 本業務に必要な用具（ステッカー貼付用のヘラ等の小道具類）、作業実施場所間の移動に必要な車両、消耗品及び材料等の調達に要する費用は、受託者の負担とする。また、車両基地に持ち込みする備品や消耗品等については、車両基地に届け出を行う必要があることから、本業務着手前に車両基地担当者との打合せにおいて予め確認を行うこと。
- イ 本業務の実施に要する電力、用水、内線電話機及び更衣等の場所は、委託者が提供する。

(9) 作業員の確保

- ア 受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置しなければならない。なお、日々の作業量は広告出稿状況に応じて変動するため、これらに対応できる十分な作業要員を確保するよう努めなければならない。

- イ 受託者は、業務遂行を指揮監督する監督者を定め、また、監督者が不在又は事故あるときの補助者として監督代行者を定めるとともに、緊急連絡網（様式任意）を委託者に2部提出するものとする。
- ウ 受託者は、作業員に欠員が生じたときや、作業を十分に行うことができないと委託者が認めたときは、速やかに代替者を補充する等作業に支障が生じないようにしなければならない。
- エ 平日の8時45分から17時15分まで、及び作業時間中は委託者等と電話（内線電話もしくは本業務従事用携帯電話）及び電子メール等で連絡が可能な体制をとること。なお、作業時において緊急対応を行った際は、翌営業日（土・日曜、祝日及び年末年始を除く8時45分～17時15分）に速やかに報告すること。

2 業務用ステッカー補修業務

(1) 摘要

本項目は、地下鉄東西線車両の業務用ステッカー点検および補修作業に適用する。

(2) 作業の範囲

- ア 専用席・携帯電話の電源OFFエリアステッカー（各12枚／編成）
- イ 女性と子どもの安心車両ステッカー（別紙5参照）
- ウ ドア注意ステッカー（6枚／編成（11編成のみ））
- エ 始終発時刻ステッカー（28枚／編成）
- オ 地下鉄路線図ステッカー（19枚／編成）
- カ 心のバリアフリー啓発ステッカー（24枚／編成）

(3) ステッカーデザイン及び貼付位置

別紙5、6のとおり

(4) 作業工程および点検回数

- ア 当該作業車両が基地内入庫時に作業するものとする。（作業スケジュールは、広告物掲出業務における作業指示書による）
- イ 作業については、主に目視により2（2）に掲げる各種ステッカーを点検することとし、汚損欠損等があった箇所については、新品の物を貼付する。
- ウ 点検・補修作業は東車両基地での広告物掲出業務に併せて行うこととし、1編成につき、概ね一ヶ月に1回の頻度で実施するものとする。
- エ その他、破損や欠損した箇所に応じて随時、簡易な補修を行うこととする。

(5) ステッカー破損および欠損に関する事項

- ア 車両基地の職員より、業務用ステッカーに関する修繕や改修の依頼等があった場合、速やかに修正すること。
- イ ステッカーの在庫に関する管理も行い、数量の少ないものについては担当者まで連絡をすること。
- ウ 車両の型により、貼付箇所に若干の差異があるため留意すること。
- エ 新車購入等により掲出車両が変更になる場合は、委託者の指示により行うこと。
- オ その他詳細に関しては、委託者の指示によるものとする。また、不測の事由により追加作業が発生することがあるため留意すること。

(6) 作業の報告

毎月、業務用ステッカー補修業務報告書（月報）及び「点検補修作業報告書」を提出すること。※記入例は別紙7参照のこと。

3 共通事項

(1) 損害賠償の義務

受託者は本業務の実施にあたり、委託者の施設又は第三者（広告主を含む。）に損害を与えた場合は、その一切の費用を賠償するものとする。

(2) 業務改善の義務

業務履行状況が仕様書に定める事項を満たしていないと委託者等が判断した場合、受託者は、委託者等の求めに応じ業務履行状況の改善に努めるとともに、改善内容及び改善結果を文書により示すものとする。

(3) 作業員に対する責任

受託者は、作業の実施にあたって生じる労働問題について、関係労働法規上の一切の責任を負うものとし、かつ、労働基準法を遵守し、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

(4) 委任又は下請けの禁止

受託者は、作業を他社に委任又は下請けをさせてはならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 協議

作業にあたり疑義が生じた場合、その他この仕様書に定めない事項については、委託者と協議する。

(7) 支払方法

毎月均等の12回払いとする。

なお、請求については、契約額（月額）に対し、上記1・2の業務量に応じて按分した金額にて、以下担当宛てに分けて行うこと。なお、按分により生じた端数は四捨五入することとし、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

(業務量比率)

業務内容	比率
広告物掲出撤去業務	97.12%
業務用ステッカー補修業務	2.88%

(8) その他提出書類

その他委託者の指示により、必要な書類を提出すること。

4 連絡先

(1) 広告物掲出撤去業務

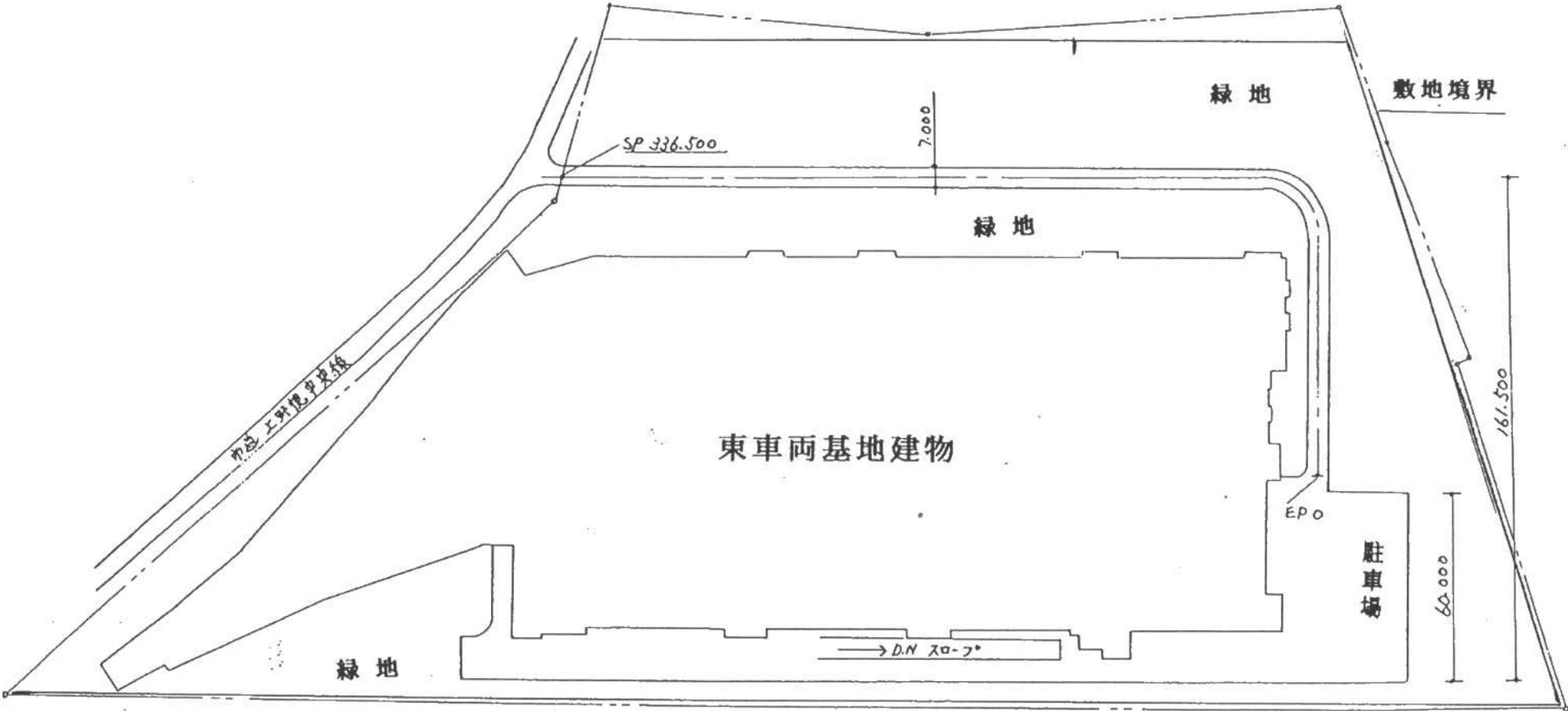
札幌市交通局事業管理部営業課資産活用係 011-896-2722
札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎3階 担当：古村

(2) 業務用ステッカー補修業務

札幌市交通局高速電車部業務課旅客係 011-896-2744
同上4階 担当：須賀原

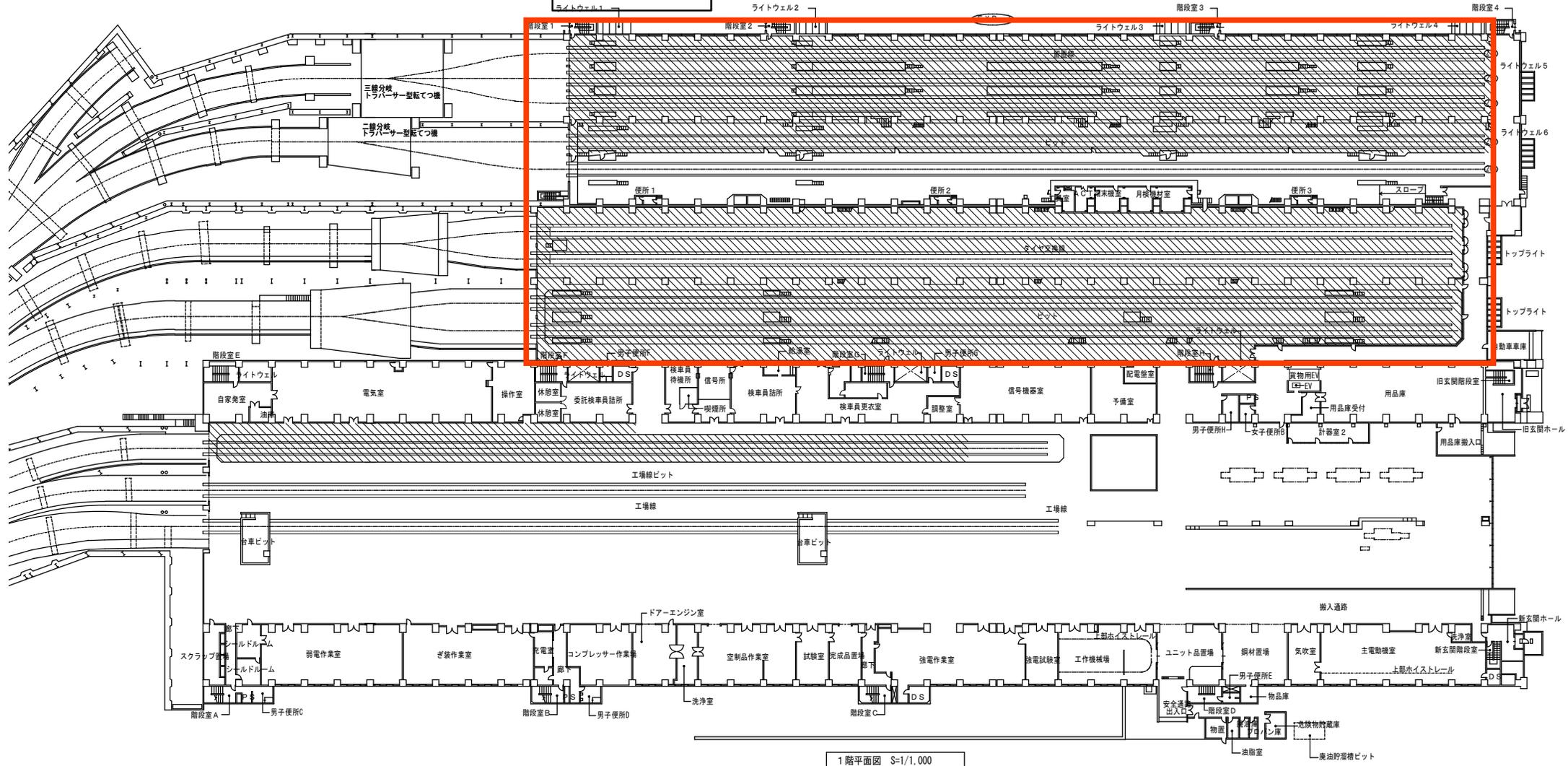
基地平面図

1:2000

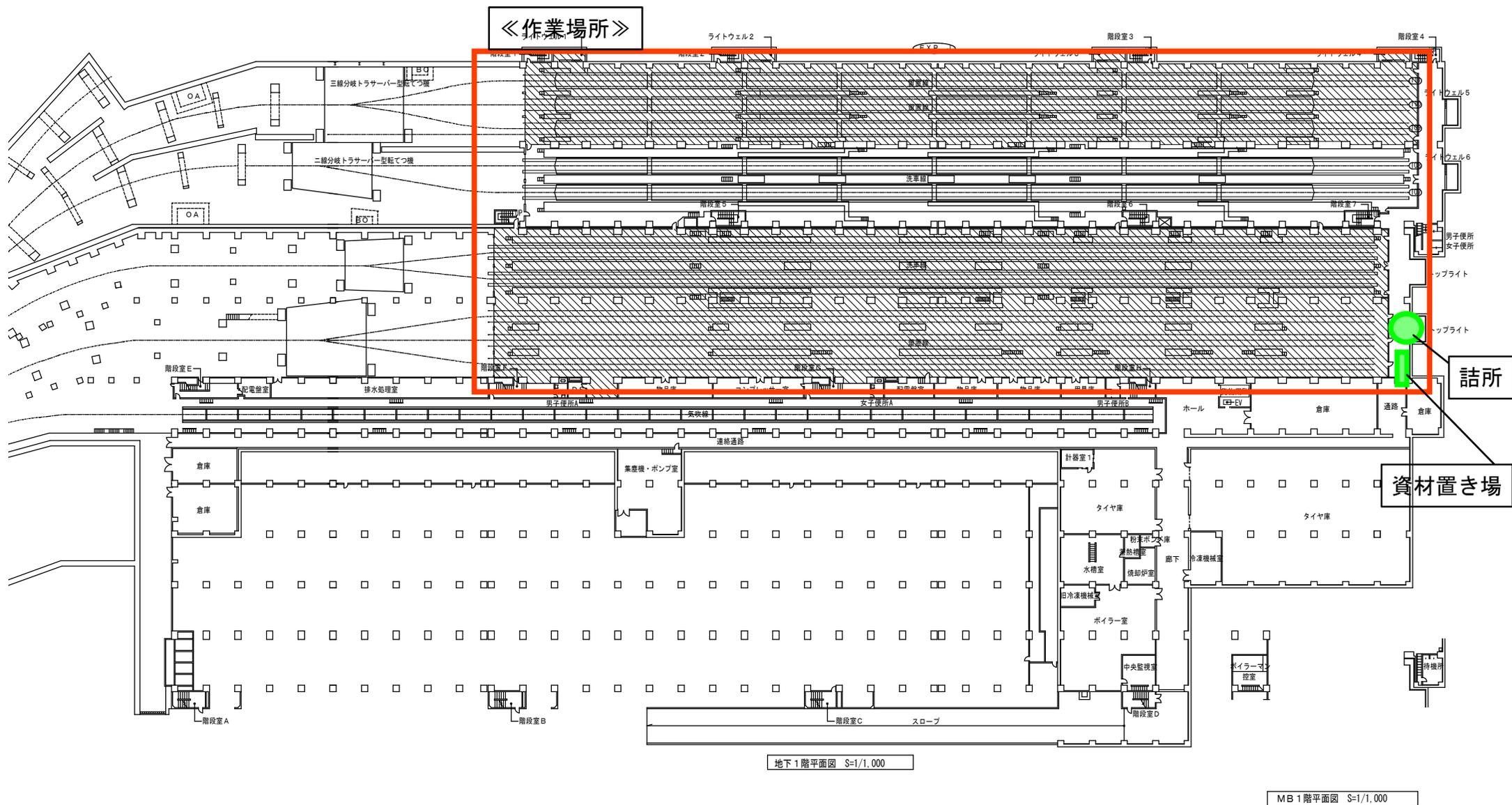


委託業務名	東西線車両清掃	図番
図面名称	東車両基地作業場所(位置図)	2(1)-1

《作業場所》



1階平面図 S=1/1,000



《作業場所》

詰所

資材置き場

東西線作業工程表

1 作業工程

- (1) 日中作業員 A (駅ホームでの営業中車両の作業)
 - 8時30分～9時00分 委託者等へ内線電話で作業内容及び翌日以降取付ポスター納品状況確認
 - 9時00分～9時50分 駅ホームでの営業中車両の作業 (新さっぽろ駅) 準備
(まど上ポスター、中づりポスター、まど上MINIポスターの積み込み等)
 - 9時50分～10時15分 移動
(東車両基地→新さっぽろ駅)
 - 10時15分～13時30分 駅ホームでの営業中車両の作業 (新さっぽろ駅)
(3～4枠程度の作業につき1人、大型出稿対応時は日中作業員Cを含む2人以上体制、列車が新さっぽろ駅到着後、列車に乗り込み作業を開始し、いったん列車が留置線入庫後、再度同駅ホームに入線し、旅客が乗車を開始するまでの約4～5分間で終了しなければならない。)
 - 13時30分～14時00分 移動
(新さっぽろ駅→東車両基地)
 - 14時00分～17時30分 東車両基地留置車両の作業
(午前入庫列車の作業)
- (2) 日中作業員 B (東車両基地での留置車両の作業)
 - 8時30分～12時00分 東車両基地留置車両の作業
(午後出庫列車の作業)
 - 12時00分～13時30分 移動及びポスターの受け取り
(東車両基地→札幌市交通局庁舎→東車両基地)
 - 13時30分～17時30分 持ち帰ったポスターの整理等
- (3) 日中作業員 C (各種ステッカー作業)
 - 8時30分～17時30分 掲出撤去指示があった場合、東車両基地留置車両を確認し作業を行う。

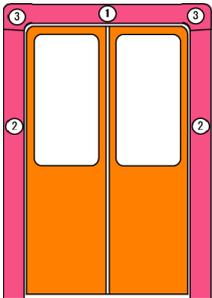
2 報告書

- (1) 地下鉄車内広告物掲出作業実施報告書
- (2) 地下鉄車内広告物掲出作業完了確認書
- (3) 地下鉄車内中づりポスター掲出配置表

3 点検及び補充作業

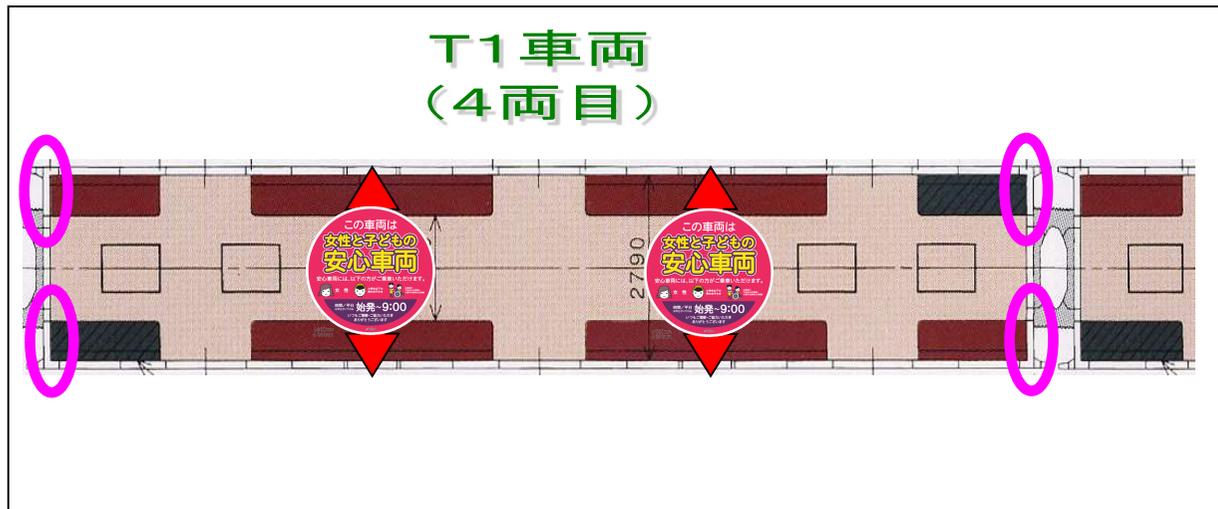
まど上広告、中づり広告、ドア横額面広告、各種ステッカー、まど上MINI広告

貼付ステッカー (合計:528枚)

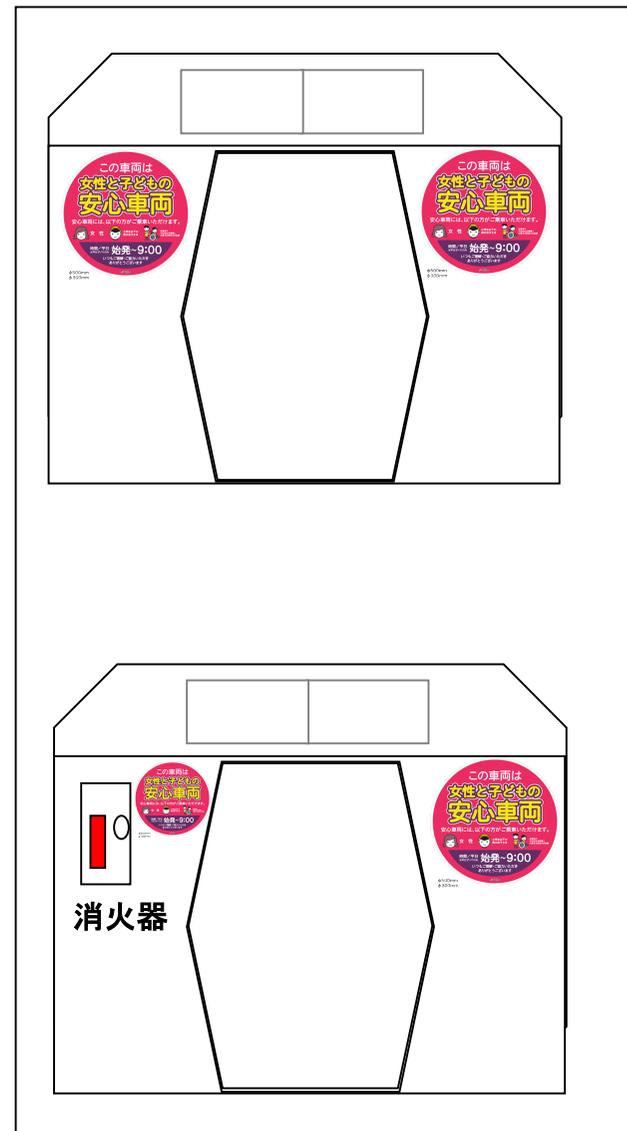
	表示箇所	箇所数	サイズ	デザイン(未定)		表示箇所	箇所数	高さ	幅	
1	乗車口横の 車外車体表示	144	B2		3	①	24	500mm	340mm	
	乗車口ドアの 枠にカラー表示	144				②	24	500mm	340mm	
	4両目客室内の 窓ガラス部表示	96	直径500mm (両面ステッ カー)			③	24	400mm	上: 355mm 下: 280mm	
2	4両目客室内 連結部表示	48	直径500mm							
	4両目客室内 連結部表示 (消火器設置側)	24	直径300mm							

4両目車両ステッカー表示

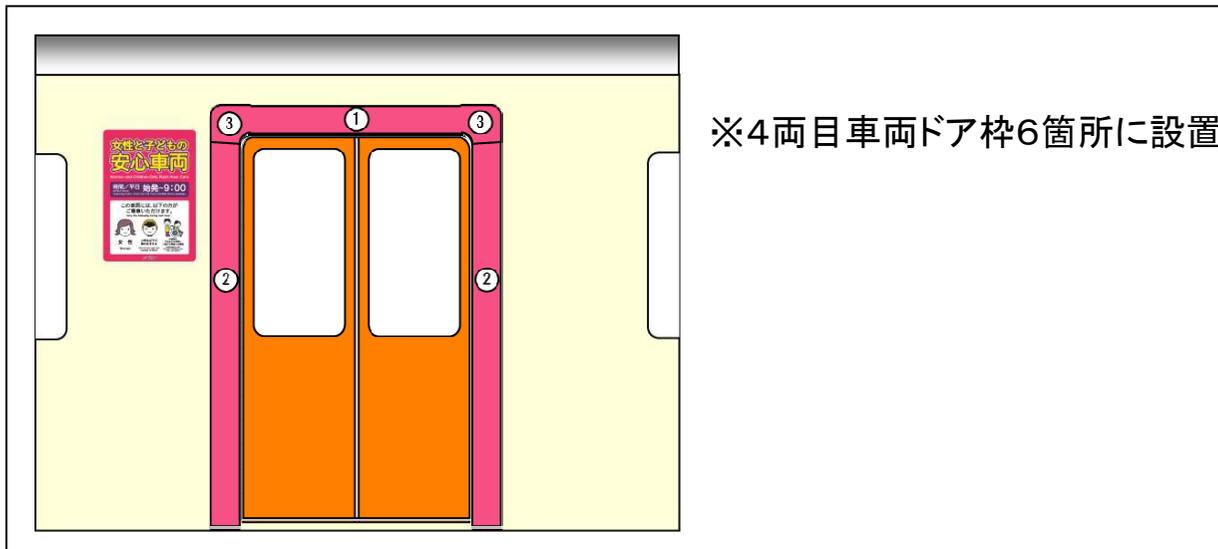
(1) 窓ガラス部表示



(2) 4両目内連結部表示

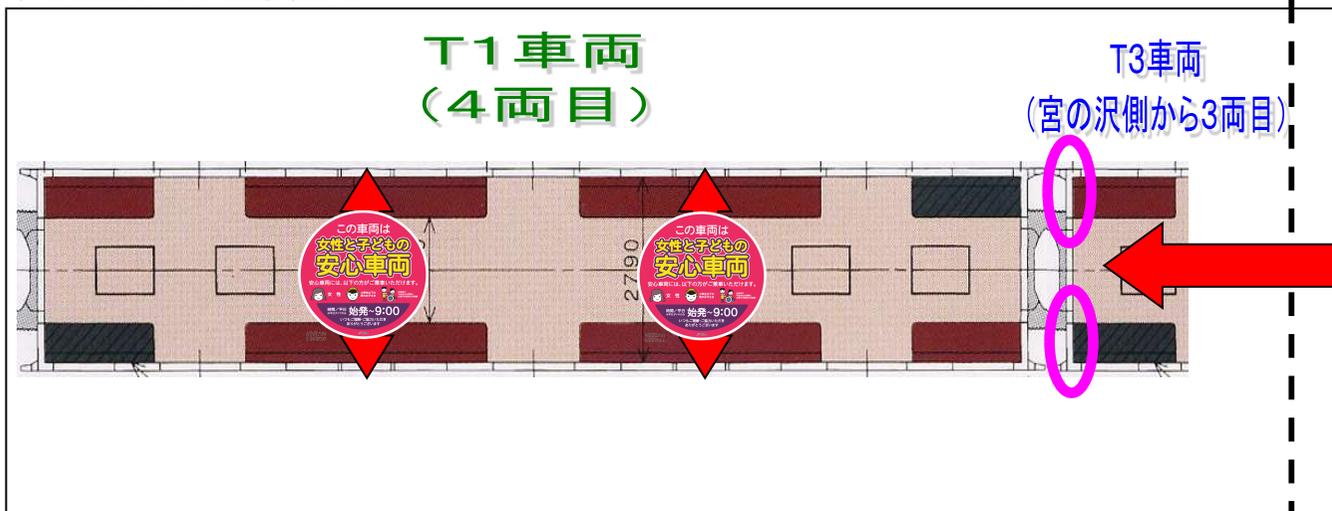


(3) 車外ドア枠表示

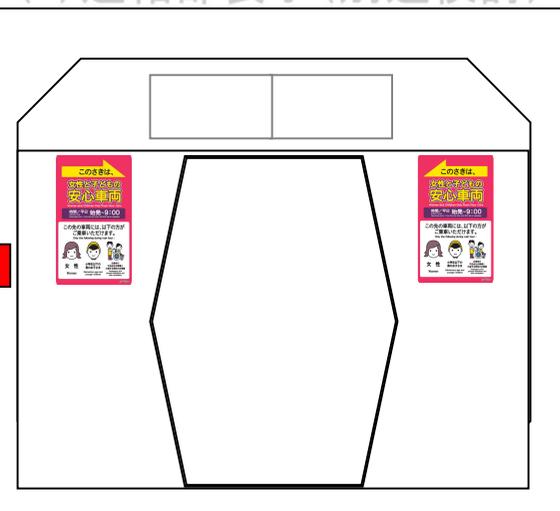


客室内表示

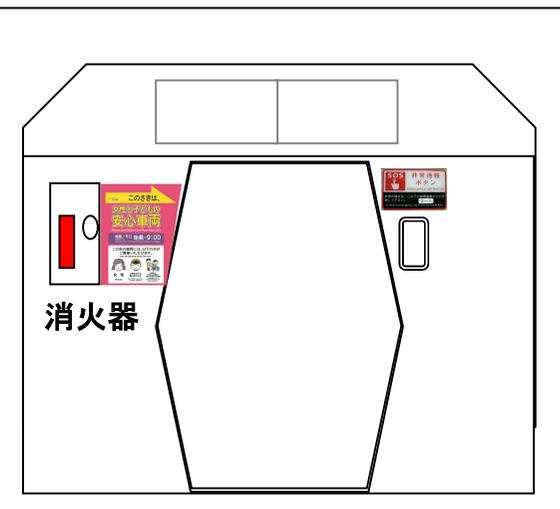
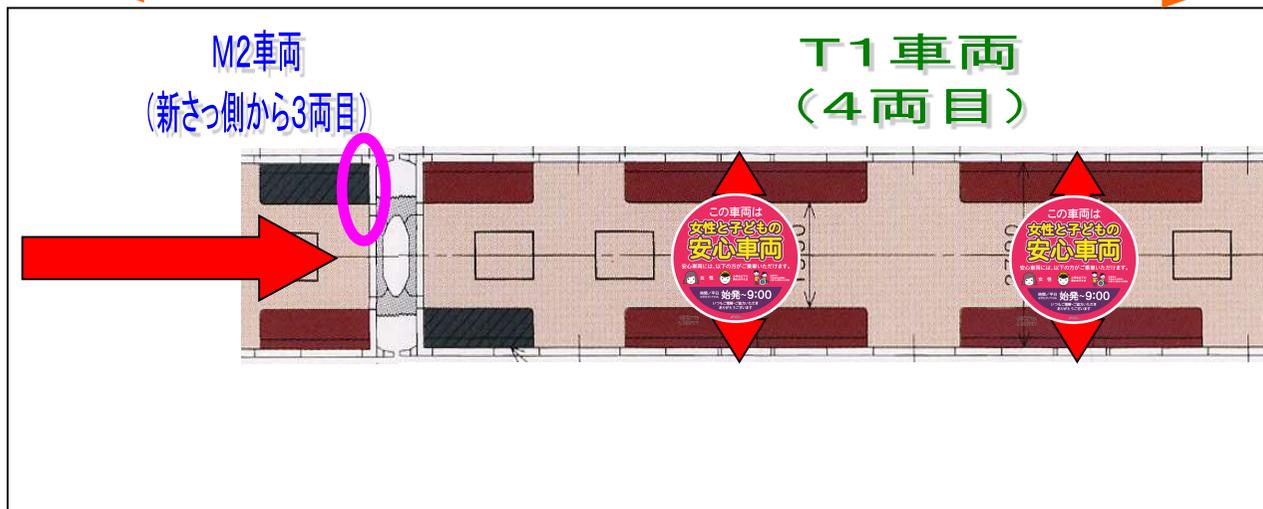
(1) 窓ガラス部表示



(2) 連結部表示 (別途検討)



上 T3車両の4両目との連結側車内壁面の表示
下 M2車両と4両目との連結側車内壁面の表示



記入例

東西線業務用ステッカー補修業務報告書(月報) 4月分
(業務用ステッカー補修分)

別紙7

編成	点検実施日	随時	備考
801	4月 20日		
802	4月 9日		
803	月 日		年検
804	月 日		
806	月 日		
807	月 日		
808	月 日		
809	月 日		
810	月 日		
811	月 日		
812	月 日		
813	月 日		
814	月 日		
815	月 日		
816	月 日		
817	月 日		
819	月 日		
820	月 日		
821	月 日		
822	月 日		
823	月 日		
824	月 日		
	月 日		
	月 日		

例1
 広告物掲出等の業務中に、点検・補修業務を実施。
 点検した編成は、別途「点検・補修作業報告書」を作成する。

例2
 年検中の編成車両は作業不可能につき、実施しない月もある。(備考欄に「年検」と記入)

地下鉄車内業務用ステッカーの補修業務が、完了いたしましたのでご報告いたします。

令和 年 月 日

業 者 名

代 表 者 名

印

高速電車部業務課		
課長	係長	係

東西線業務用ステッカー補修業務報告書(月報)_____月分
(業務用ステッカー補修分)

編成	点検実施日	随時	備考
801	月 日		
802	月 日		
803	月 日		
804	月 日		
806	月 日		
807	月 日		
808	月 日		
809	月 日		
810	月 日		
811	月 日		
812	月 日		
813	月 日		
814	月 日		
815	月 日		
816	月 日		
817	月 日		
819	月 日		
820	月 日		
821	月 日		
822	月 日		
823	月 日		
824	月 日		
825	月 日		
826	月 日		

地下鉄車内業務用ステッカーの補修業務が、完了いたしましたのでご報告いたします。

令和 年 月 日

業 者 名

代 表 者 名

印

東西線業務用ステッカー点検補修作業報告書
(業務用ステッカー補修分)

点検実施日	補修及び点検者	
10 20 月 日	札幌 太郎	印

交通局が記入し
ます。

係

編成 No	点検項目		備 考
	破損(剥がれ)・欠損 がなかったか	補修枚数	
8101	有り ・ 無し	0 枚	
8202	有り ・ 無し	0 枚	
8303	有り ・ 無し	0 枚	
8404	有り ・ 無し	0 枚	
8505	有り ・ 無し	0 枚	
8606	有り ・ 無し	0 枚	
8707	有り ・ 無し	0 枚	
	有り ・ 無し	枚	

年 月 日

業務従事者名簿(一般用)

(あて先) 札幌市交通事業管理者
交通局長 様住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

氏 名 (雇用年月日)		年 齢	雇用契約上の所定労働時間等		社会保険の 加入 状 況	備 考 (資格等)
1	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
2	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
3	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
4	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
5	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
6	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
7	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	
8	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険	

(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間(原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間)を意味する。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

地下鉄車内広告物掲出作業実施報告書

東西線

取付				取外				備考
広告主	掲出箇所	掲出車両数	掲出枚数	広告主	掲出箇所	掲出車両数	掲出枚数	
1		台	枚	1		台	枚	
2				2				
3				3				
4				4				
5				5				
6				6				
7				7				
8				8				
9				9				
10				10				

上記のとおり作業を完了したので報告します。

令和 年 月 日

会 社 名
 作 業 責 任 者

地下鉄車内広告物掲出作業完了確認書

令和 年 月 日 曜日 [東西線]

地下鉄車内広告物取り付け及び取り外し作業終了後の確認作業が、完了しましたのでご報告いたします。

会社名作業責任者

車 番 号	実施場所		確認者	終了時刻	備 考
	東車両基地	新さっぽろ駅			
801					
802					
803					
804					
806					
807					
808					
809					
810					
811					
812					
813					
814					
815					
816					
817					
819					
820					
821					
822					
823					
824					
825					
826					

地下鉄車内中張りポスター掲出配置表

線名(南北・東西・東豊)

令和 年 月 日 曜日

ホルダー	1		2		3		4		5		6	
掲出期間	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広告主及び内容	A	C	A	C	A	C	A	C	A	C	A	C
	B	D	B	D	B	D	B	D	B	D	B	D
掲出期間	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
備考	会社名 作業責任者											

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

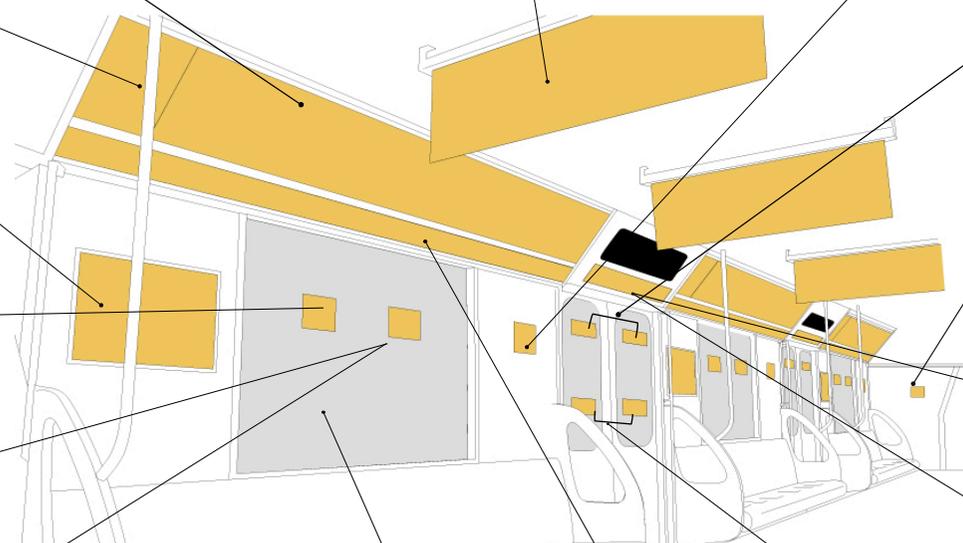
受 付	令和 年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	----------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

別図(地下鉄車内広告媒体位置図)



各線別で掲出体系が異なるもの

- ・始終発タイアップステッカー
- ・帯広告
- ・ドア中央(ドア注意)ステッカー

(左: 広告面 + 右: 業務面)
南北線: 各窓に掲出
東西線: 左・中央・右の窓のうち、左の窓に1枚掲出。(中央の窓の業務面のみのステッカーは対象外。)

・いのちの電話タイアップ帯広告

南北線・東西線のみ掲出
※ドア中央ステッカーは令和8年度中に東豊線にも掲出予定



上記3種類のステッカーのうち、南北線~各窓に最大2枚掲出。東西線・東豊線~左・中央・右の窓のうち、左と右の各窓に最大1枚掲出。

積 算 書

1 業務名

東西線広告物掲出・業務用ステッカー補修業務（広告物掲出分）

2 積算額

円（税込）

3 積算内訳

項 目	単 価	数 量	人 工	金 額	
直接人件費（月額）	円			円	A
直接物品費	円			円	B
直接業務費(A+B)				円	C
業務管理費	円			円	D
業務原価(C+D)				円	E
一般管理費	円			円	F
委託料(月額)(E+F)				円	G
再計(100円以下切捨て)				円	
消費税相当額				円	
税込月額				円	
委託料(12カ月合計)				円	

積算書

1 業務名

東西線広告物掲出・業務用ステッカー補修業務
(業務用ステッカー補修分)

2 積算額(年額)

円

(うち消費税額 円)

3 積算内訳

項目	月額	月数(年額)	金額	備考
委託料		12		
消費税				
合計【年額】				